

「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2011～2016年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員189行、単位：件、百万円)

1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2011年度	87	132	19	103
2012年度	103	119	1	4
2013年度	985	1,249	34	169
2014年度	1,091	1,218	119	448
2015年度	1,216	1,264	56	427
2016年度	586	707	54	234

2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2011年度	87	84	96.6%
2012年度	99	95	96.0%
2013年度	978	968	99.0%
2014年度	1,054	993	94.2%
2015年度	1,107	1,088	98.3%
2016年度	565	524	92.7%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2017年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員189行、単位：件、百万円)

1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2017年度	248	475	34	271
2017年4月～6月	59	117	11	75
2017年7月～9月	73	117	10	80
2017年10月～12月	52	76	12	114
2018年1月～3月	64	165	1	2
2018年度	306	753	10	17
2018年4月～6月	95	230	3	7
2018年7月～9月	41	49	1	1
2018年10月～12月	24	26	4	4
2019年1月～3月	146	447	2	6
2019年度	1,756	1,821	13	31
2019年4月～6月	112	190	5	13
2019年7月～9月	491	446	5	8
2019年10月～12月	863	1,054	0	0
2020年1月～3月	290	131	3	11
2020年度	649	606	20	25
2020年4月～6月	394	439	14	17
2020年7月～9月	255	166	6	7
2020年10月～12月				
2021年1月～3月				

2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2017年度	241	217	90.0%
2017年4月～6月	59	52	88.1%
2017年7月～9月	72	64	88.9%
2017年10月～12月	50	43	86.0%
2018年1月～3月	60	58	96.7%
2018年度	291	282	96.9%
2018年4月～6月	91	86	94.5%
2018年7月～9月	39	38	97.4%
2018年10月～12月	23	21	91.3%
2019年1月～3月	138	137	99.3%
2019年度	1,640	1,623	99.0%
2019年4月～6月	107	103	96.3%
2019年7月～9月	449	444	98.9%
2019年10月～12月	802	797	99.4%
2020年1月～3月	282	279	98.9%
2020年度	401	393	98.0%
2020年4月～6月	242	236	97.5%
2020年7月～9月	159	157	98.7%
2020年10月～12月			
2021年1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行的お客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

図1: インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

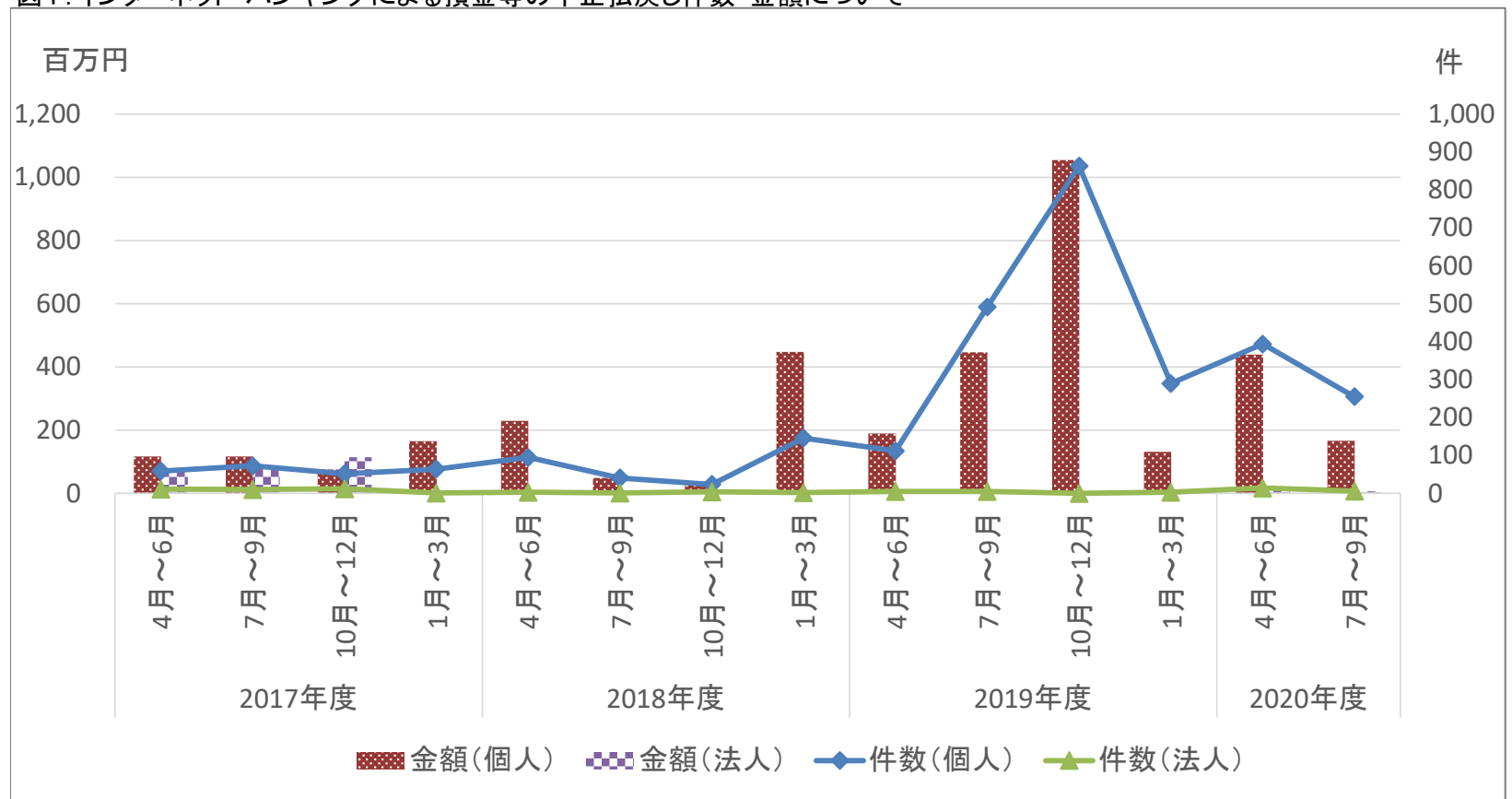
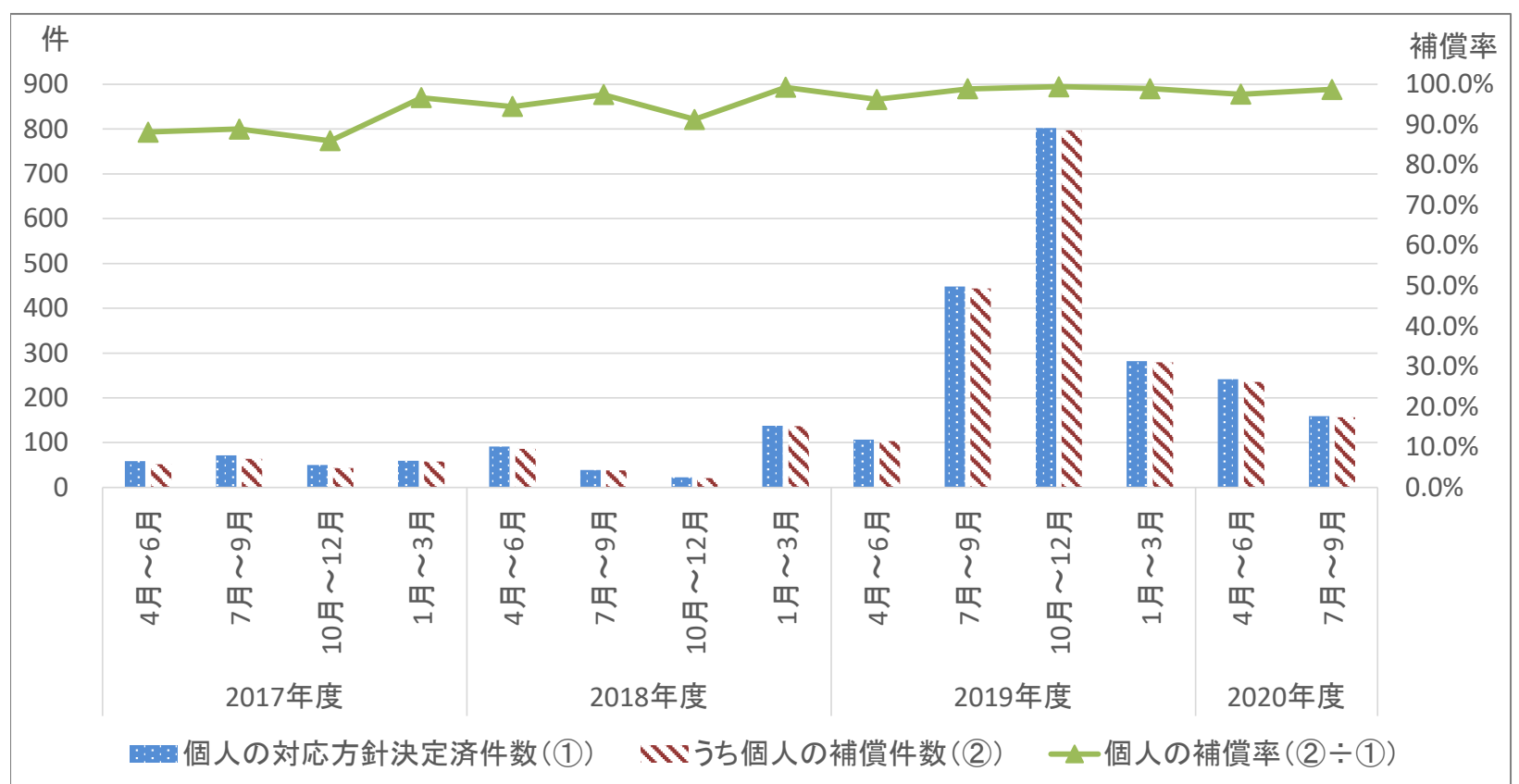


図2: インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以 上